

12-1 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種	員数	資格等
	従業者	福祉用具専門相談員	常勤換算で2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ・都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者 ・厚生労働大臣の指定を受けていた講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者
	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売の基準を満たしているものとみなすことができる。			
管理者		常勤・専従1人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。 ➢ 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。 ➢ 管理者は、福祉用具専門相談員である必要はない 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さの区画 ・特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等 			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区画は、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
	特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、特定福祉用具販売の設備に関する基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売の基準を満たしているものとみなすことができる。			

<p>特定福祉用具の種目</p>	<p>腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器</p> <p>◆詳細については「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）」を参照してください。</p> <p>◆固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖は、福祉用具貸与との選択制</p>			
<p>運営基準</p>	<p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・販売費用の額等の受領 ・保険給付の申請に必要な書類等の交付 ・指定特定福祉用具販売の基本取扱方針 ・指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針 ・特定福祉用具販売計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 ・特定福祉用具の取扱種目 ・衛生管理等 ・掲示及び目録の備え付け ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・会計の区分 ・記録の整備 	<p>国省令 (条文)</p> <p>8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 16(準) 17(準) 18(準) 211 212 213 198(準) 214 214の2 26(準) 52(準) 200(準) 101(準) 30の2(準) 201(準) 202(準) 31(準) 204(準) 33(準) 34(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 37の2(準) 38(準) 215</p>	<p>県条例 (条文)</p> <p>8(準) 9(準) 235 220(準) 236 237 15(準) 41(準) 223(準) 19の2(準) 20(準) 21(準) 22(準) 23(準) 24(準) 24の2(準) 24の2(準) 238</p>	<p>県規則 (条文)</p> <p>4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 16(準) 17(準) 18(準) 177 174 178 236 237 163(準) 66(準) 166(準) 167(準) 7の2(準) 168(準) 24(準) 25(準) 26(準) 175</p>